

令和7年3月付

山梨県学校防災指針  
第1編 自然災害対策編

第3章 火山災害編

令和7年3月

山梨県教育委員会

# 目 次

第3章 火山災害編		頁
1 基本的な考え方・確認事項	(1) 基本的な考え方 (2) 火山災害警戒地域 (3) 噴火警戒レベルと避難開始基準・避難解除基準 (4) 富士山ハザードマップと避難対象エリア	2 2 2 5
2 基本となる対応	(1) 噴火警戒レベルが1の状況で、火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された場合【登校前・在校時】 (2) 噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合【登校前・下校後】 (3) 噴火警戒レベルが3・4に引き上げられた場合【在校時】 (4) 噴火が発生した(噴火警戒レベルが5に引き上げられた)場合【在校時】 (5) 引き渡しが困難な場合	12 13 14 15 16
3 火山災害発生時の対応	(1) 学校防災・災害対策組織 (2) 教職員の役割(対策と対応)	16 18
4 休校(臨時休業)措置後の対応と教育活動の再開	(1) 休校(臨時休業)措置後の対応 (2) 噴火警戒レベルを踏まえた対応 (3) 学校施設の安全確保と教育活動の再開 (4) 教育委員会の役割	20 21 22 22
5 事前対策(日頃から火山災害に備える)	(1) 平常時の対応 (2) 避難確保計画と避難訓練 (3) 避難計画と避難訓練	23 25 26
6 気象庁からの防災情報(火山)	(1) 噴火速報・警報・予報 (2) 降灰予報 (3) 火山ガス予報	26 27 29
7 参考となるホームページ・資料		30

# 1 基本的な考え方・確認事項

## (1) 基本的な考え方

- ◆ 富士山に大規模な噴火が発生した場合、その被害規模や影響は他の火山に比べ、甚大なものになることが想定され、「いのちを守る」避難を最優先すること。
- ◆ 火山災害は、予兆の発生から噴火まで長期間となる場合や結果的に噴火に至らない場合も想定され、噴火後も沈静化する時期の予測が難しく不確実性を有していることから、最も速やかに避難できる手段を採用する一方、「くらしを守る」避難に配慮しつつ教育活動の継続性を考慮し、地域社会と連動して避難先を設定すること。
- ◆ 富士山の火山防災対策については、あらかじめ富士山火山避難基本計画や富士山ハザードマップ（令和 3 年 3 月）により、基本計画において対象とされている噴火現象や噴火現象ごとの影響想定範囲、避難対象エリアを把握しておくこと。
- ◆ 噴火現象による影響は、噴火の規模や火口からの距離、地域の状況や天候等に応じて大きく異なるため、気象庁の発表する情報や富士山の噴火警戒レベルに関する基本的な事柄、過去の噴火事例等について理解しておくこと。
- ◆ 気象庁や自治体などの公的な機関から発表される噴火警報や火山活動に関する情報を迅速かつ正確に把握できる体制、関係機関や保護者等と必要な情報を共有できる体制を整備しておくこと。

## (2) 火山災害警戒地域

本県では、活動火山対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、10 市町村（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町）が、富士山の火山災害警戒地域に指定されている。

## (3) 噴火警戒レベルと避難開始基準・避難解除基準

### ① 富士山の噴火警戒レベル

「噴火警戒レベル」は、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分した指標である。次ページの表が、「富士山の噴火警戒レベル」である。

富士山の場合、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すことが困難であることから、レベル 2 は発表されない。円滑な避難体制を構築するため、レベル 3 に引き上げられる前の段階（レベル 1）で発出される「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（27 ページ参照）に基づき、必要な防災対応を講じることとなっている。

居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生したり噴火の発生が予想されたりするとレベル 3 が発表される。この時点で、避難対象エリア内にある全ての学校・児童関連施設は、原則として速やかに休校（臨時休業）等の措置をとる。児童生徒の登校後にレベル 3 への引き上げが発表された場合は、速やかに保護者等への引き渡し、必要に応じて集団避難後に引き渡し等の対応を行う。

これは、レベル 4 に引き上げられると、後述する第 1 次・第 2 次避難対象エリアにおいて立入規制が開始され、第 3 次～第 6 次避難対象エリアにおいても一般住民の車両規制が開始されるためであり、安全かつ迅速に保護者等への引き渡しを行うための措置である。

レベル4というのは、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状況である。

なお、第2次避難対象エリアに位置する学校については、レベル3で第1次避難対象エリアへの立入規制が実施され、学校へのアクセスに支障を及ぼす可能性があることから、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された時点で対応することが求められる。

### 【富士山の噴火警戒レベル】

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (ゾーン)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）または噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。（状況に応じて対象地域を判断）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●噴火が発生。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月16日噴火開始：翌年1月1日にかけて16日間噴火継続、大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積</li> <li><b>その他の噴火事例</b>                      貞観噴火（864～866年）：                      北西山腹から大規模噴火、大量の溶岩を流出</li> <li>●体に感じる地震を含む顕著な地震活動、地殻変動の加速、噴火開始後の噴火活動の高まり等、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月15日朝～16日午前（噴火開始前日～直前）：                      地震多発、東京など広域で揺れ</li> </ul>
			4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要。一部の地域では住民の避難が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住地域に影響しない程度の噴火が発生し、今後居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。</li> <li>●地震活動のさらなる活発化、顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      噴火開始数日前～：地震活動のさらなる活発化と顕著な地殻変動（推定）</li> </ul>
警報	噴火警報（火口周辺）または火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。一部の地域では住民の避難が必要。観光客等は帰宅。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震増加、地殻変動、浅部の低周波地震や火山性微動の断続的な発生など、火山活動の高まり。  <b>宝永（1707年）噴火の事例</b>                      12月3日以降（噴火開始十数日前）：山中のみで体を感じる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった</li> <li>●火山活動が低下する過程などにおいて、居住地域に影響しない程度の噴火の発生等。</li> </ul>
			2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	【レベル2の発表について】 火山活動が活発化する過程では使用せず <sup>※1</sup> 、火山活動が低下する過程などにおいて、レベル3～5から引き下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動が高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて登山者は下山。	●明瞭な噴気の出現や地震活動の高まりなどが認められる。 (火山の状況に関する解説情報（臨時）等 <sup>※2</sup> を発表してお知らせする)
			火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	●火山活動は静穏（深部低周波地震の多発も含む）。	

※1 富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活性化の過程において、火口周辺のみに影響を及ぼす程度の噴火が発生する場所を予測することは困難であるため、火山活動活性化の過程でレベル2は発表しない。

※2 レベルの引上げ基準に達していないが、今後レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

出典：各火山のリーフレット「富士山の噴火警戒レベル」（気象庁）

レベル5は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫した状況にある場合に発表される。噴火発生直後、生命に危険を及ぼす火山現象が予想されている地域にあっては、迅速に避難を行う。短時間で溶岩流の到達が予想される場合も、一旦避難を開始し、原則、徒歩で避難場所まで移動する。溶岩流の速度は、人の歩く速度よりもゆっくりであることが多いことから、徒歩の方が、深刻な渋滞を回避し短時間での移動が可能となる。

噴火までのシナリオは、レベル1からレベル5まで順を追って引き上げることを想定しているが、引き上げのないまま噴火が発生する場合や、引き上げられたものの噴火しないまま終息する場合もありえることを認識しておく必要がある。噴火後は、火口位置が特定されることから、レベルが下げられる際において、レベル2が発表される場合もある。

## ②富士山における避難開始基準

富士山火山避難基本計画において、避難の開始基準は「噴火前」、「噴火開始直後」、「噴火状況判明後」の3つの時期に分かれて、次の表のように設定されている。

### (a)噴火前

- ・ 気象庁が噴火警報、噴火予報に付して発表する「噴火警戒レベル」に応じた基準に基づいて避難を開始する。
- ・ 生命への危険性が高く、避難までの時間的猶予のない噴火現象の影響範囲からは立ち退き避難を行う。

### (b)噴火開始直後

- ・ 噴火開始直後は、火口位置、噴火形態や噴火規模をすぐに把握できない場合があるため、広めに避難エリアが設定される。
- ・ 天候等より山体を目視することが困難な場合や短時間で溶岩流の到達する（可能性のある）地域では、時間的猶予を確保するために噴火直後に一旦避難する。火口位置が特定された時点、安全が確認できる時点で、順次避難は解除（縮小）される。

### (c)噴火状況判明後

- ・ 気象庁をはじめとする関係機関が、火山の状況（噴火現象の進行状況等）を観測し、その結果が行政機関等に伝達される。各自治体は、この情報に加え、避難の状況、避難施設や避難ルート of 被災状況等を考慮し、避難の開始時期を決定する。

### 【避難開始基準】

時 期	対 応
噴火前	気象庁が発表する噴火警戒レベルに応じて避難
噴火開始直後※	避難対象エリアを完全に特定できない状況であり、広めに避難対象範囲を設定
噴火状況判明後	火山の状況（噴火現象の状況）に応じて避難

※噴火開始直後とは噴火後に火口位置の特定もしくは溶岩流の流下方向が判明するまでの間をいう。

出典：「富士山火山避難基本計画」（富士山火山防災対策協議会）

## ③富士山における避難解除基準

噴火の状況に応じ、次ページの表に基づいて、富士山火山防災対策協議会が、避難対象範囲の縮小・解除について検討する。

### 【避難解除基準】

時 期	対 応
噴火状況判明時	噴火により火口の位置が特定され、別の火口の出現等のおそれがない場合、噴火現象が影響しない地域の避難解除を検討
小康期	噴火現象の拡大のおそれが当面なくなった場合は、拡大を前提とした地域の避難解除を検討
終息期	噴火活動が終息した場合は、帰還できる地域の避難解除を検討するとともに、長期的に帰還困難な地域を特定し、復旧復興に着手

出典：「富士山火山避難基本計画」（富士山火山防災対策協議会）

## (4) 富士山ハザードマップと避難対象エリア

### ① 富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）

ハザードマップは火山災害の影響の及ぶおそれのある範囲を地図上に描画したもので、富士山ハザードマップには「ドリルマップ」と「可能性マップ」がある。

「ドリルマップ」は、噴火現象ごとに発生位置や規模、流下方向等、条件を設定し、過去の噴火履歴等をもとにシミュレーションして、その影響範囲を示したマップである。「可能性マップ」は、「ドリルマップ」を重ね合わせた図をもとに地形的条件を考慮して作図されたものであり、それぞれの噴火現象が及びうる最大範囲や最短到達時間を網羅的に示したマップである。

噴火現象の特性に応じ、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流については、それぞれ双方のマップが、大きな噴石、降灰、降灰後土石流については「可能性マップ」が作成されている。また、各マップを重ね合わせた「ハザード統合マップ」もある。

噴火現象から受ける影響は、地域によって大きく違っており、影響を受けるまでの時間的猶予や、生命への危険度にも相違がある。該当するマップを選択し、学校の立地する場所が、想定火口からどのくらいの位置にあり、各噴火現象からどのような影響を受けるのかを明確にしておくことが重要である。

なお、令和3年3月の改定においては、想定火口範囲、溶岩流、火砕流、融雪型泥流のハザードマップや、大きな噴石の影響範囲、降灰後の土石流の範囲が見直され、下記の8つの現象が、富士山火山避難基本計画の対象となっている。岩屑なだれ（山体崩壊）や水蒸気爆発、火山ガス、空振、火山性地震（地殻変動）、洪水氾濫、津波等の現象に関するハザードマップは示されていない。（富士山火山避難基本計画の対象外となっている。）

### 【富士山火山避難基本計画の対象とされている噴火現象】

噴火活動に起因する現象	
①火口形成	②火砕流・火砕サージ
③大きな噴石	④溶岩流
⑤融雪型火山泥流	⑥降灰
⑦降灰後土石流	⑧小さな噴石

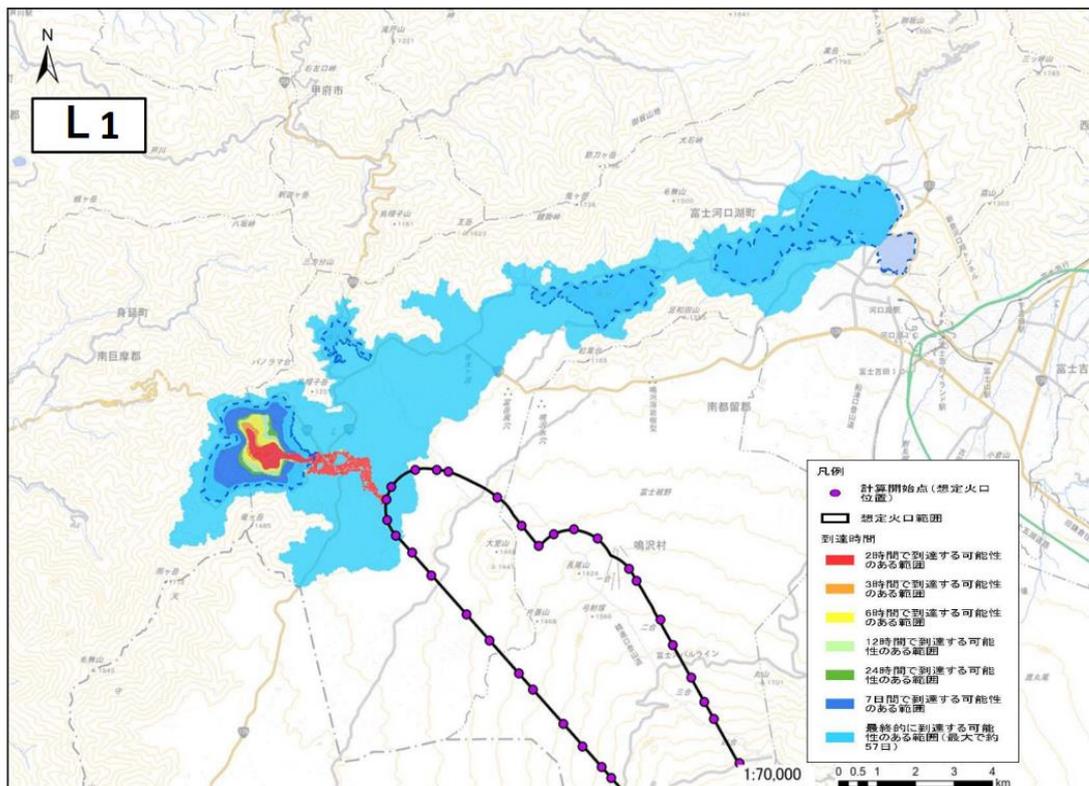
【噴火現象ごとの富士山ハザードマップ】（掲載サイト 30ページ参照）

【想定火口範囲】	○想定火口範囲
【溶岩流】	○小規模噴火溶岩流ドリルマップ ○中規模噴火溶岩流ドリルマップ ○大規模噴火溶岩流ドリルマップ ○溶岩流の可能性マップ
【火砕流】	○火砕流ドリルマップ ○火砕流・火砕サージの可能性マップ
【融雪型火山泥流】	○融雪型火山泥流（危険度）ドリルマップ ○融雪型火山泥流（到達時間）ドリルマップ ○融雪型火山泥流（流動深）ドリルマップ ○融雪型火山泥流の可能性マップ（到達範囲） ○融雪型火山泥流の可能性マップ（到達時間）
【大きな噴石】	○大きな噴石の可能性マップ
【降灰】	○降灰の可能性マップ
【降灰後土石流】	○降灰後土石流の可能性マップ
【ハザード統合マップ】	○ハザード統合マップ

※ドリルマップに付されている「計算開始点」は、「計算開始点位置一覧図」で確認することができる。

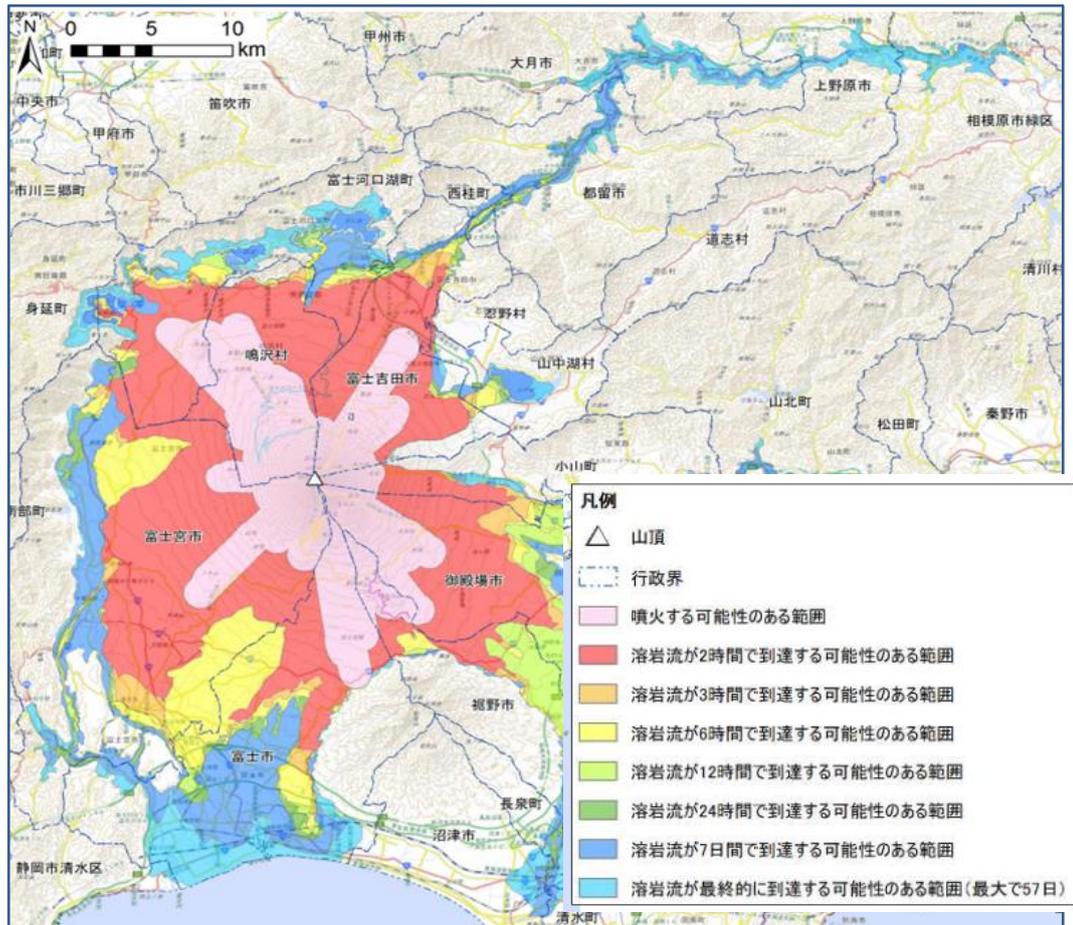
【溶岩流】大規模噴火溶岩流ドリルマップ

〔 L1 : 大規模噴火溶岩流 計算開始点（想定火口位置） 〕



出典：「富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）」

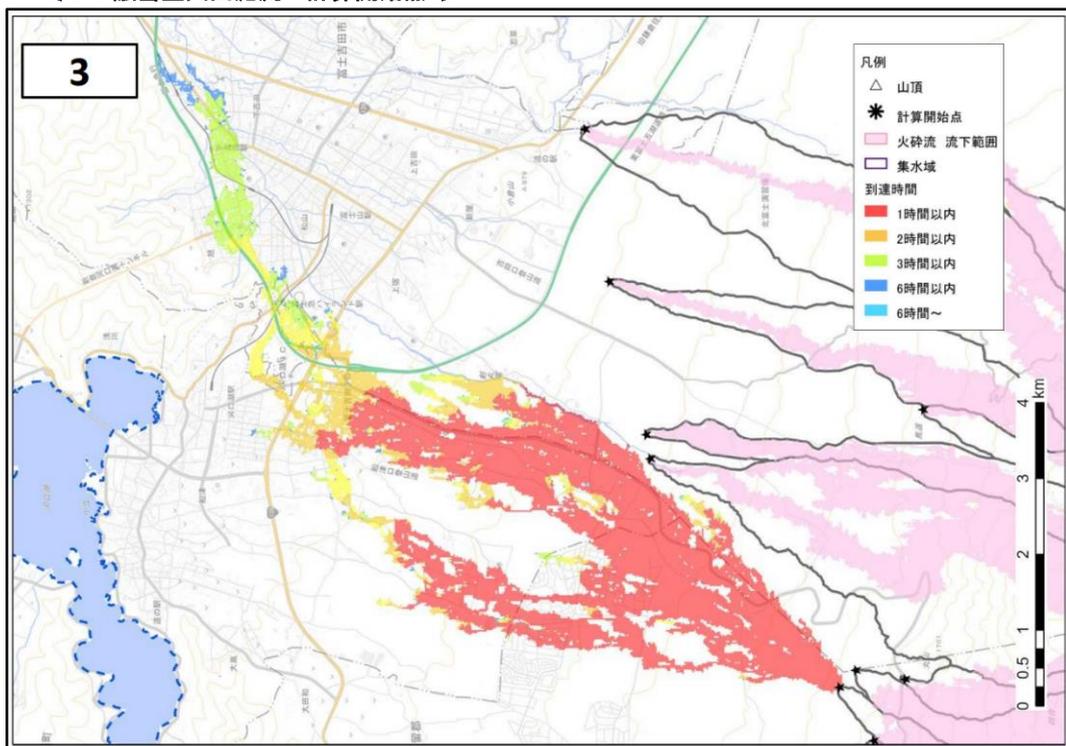
## 【溶岩流】 溶岩流の可能性マップ



出典：「富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）」

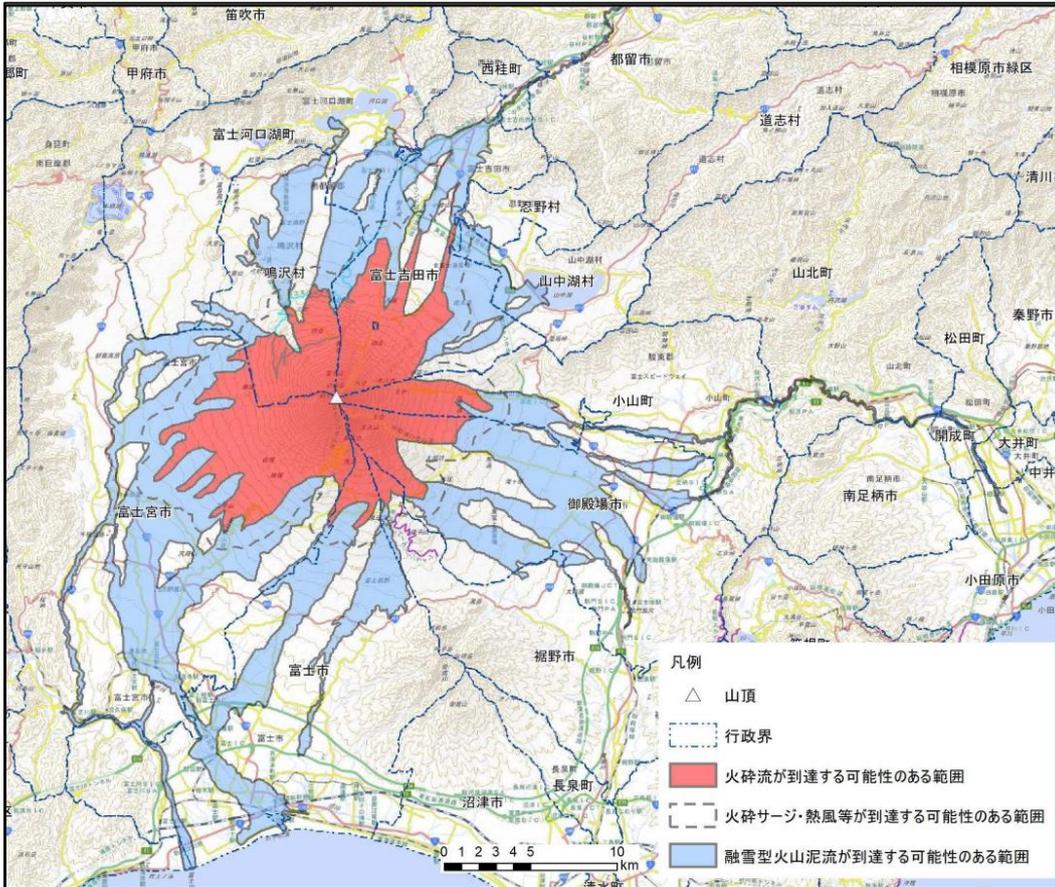
## 【融雪型火山泥流】 融雪型火山泥流ドリルマップ

【3：融雪型火山泥流 計算開始点】



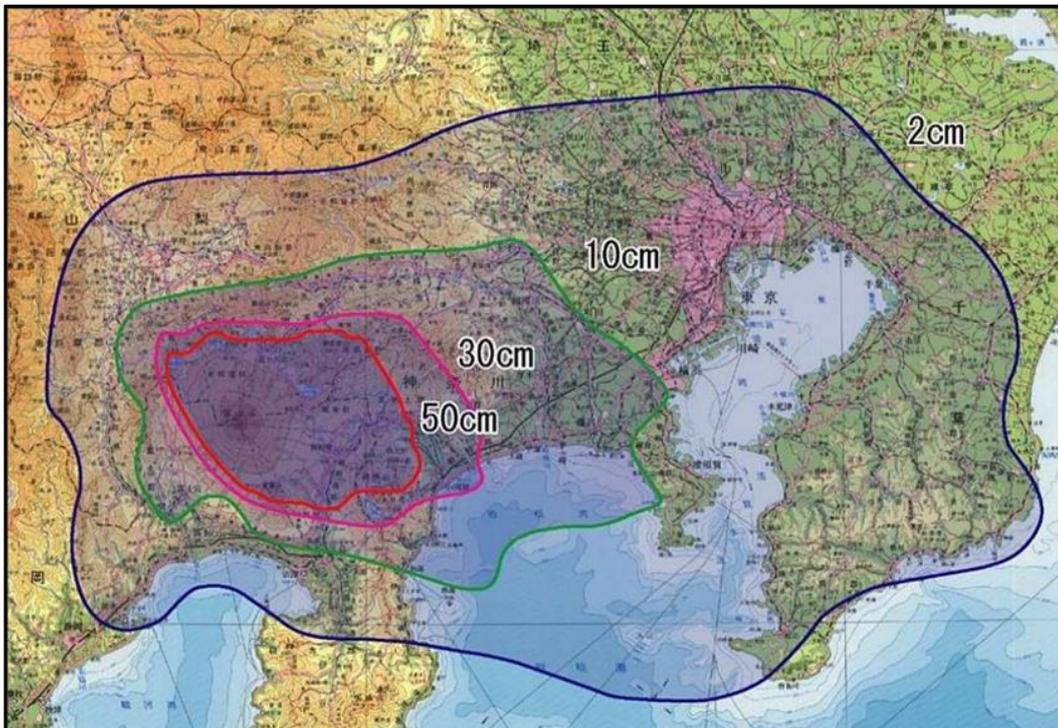
出典：「富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）」

**【融雪型火山泥流】融雪型火山泥流の可能性マップ（到達範囲）**



出典：「富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）」

**【降灰】降灰の可能性マップ**



※宝永規模の噴火が発生した場合の月別降灰堆積深の最大値の分布図であり、風向きによって影響範囲が大きく変化することに留意する必要がある。

出典：「富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）」

## ②避難対象エリア

噴火現象の「影響想定範囲」は、溶岩流が最終的に到達する可能性のある範囲であり、「想定火口範囲」のほか、「火砕流・火砕サージ」、「大きな噴石」、「溶岩流」の到達範囲によって、第1次から第6次の6つの避難対象エリアが設定されている。

避難対象エリアごと、噴火警戒レベルに応じて避難や避難準備等を行う。

### 【溶岩流等避難対象エリアの設定】

避難対象	対象とする範囲（可能性マップの示す範囲）
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成、火砕流、火砕サージ、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流・火砕サージ・大きな噴石が到達する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流が2-4時間以内に到達する可能性がある範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流が7日間以内に到達する可能性がある範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流が最終的（最大で5-7日間）に到達する可能性のある範囲

※積雪期、融雪型火山泥流ドリルマップ重ね合わせ図において事前の避難が必要な区域は、第2次避難対象エリアとして扱う。

出典：「富士山火山避難基本計画」（富士山火山防災対策協議会）

### 【噴火警戒レベルに応じた避難対象エリアにおける防災対応】

#### 噴火警戒レベルに応じた各避難対象エリアにおける防災対応

##### ●噴火する前

噴火警戒レベル1：火山の状況に関する解説情報(臨時)発表時は、5合目から上の登山者は下山

噴火警戒レベル2：(火山活動が活発化する過程では使用しない)

噴火警戒レベル3：入山規制、観光客等は帰宅

 避難行動要支援者、一般住民とも避難

噴火警戒レベル4： 避難行動要支援者、一般住民とも避難

 避難行動要支援者は避難

噴火警戒レベル5： 避難行動要支援者は避難準備

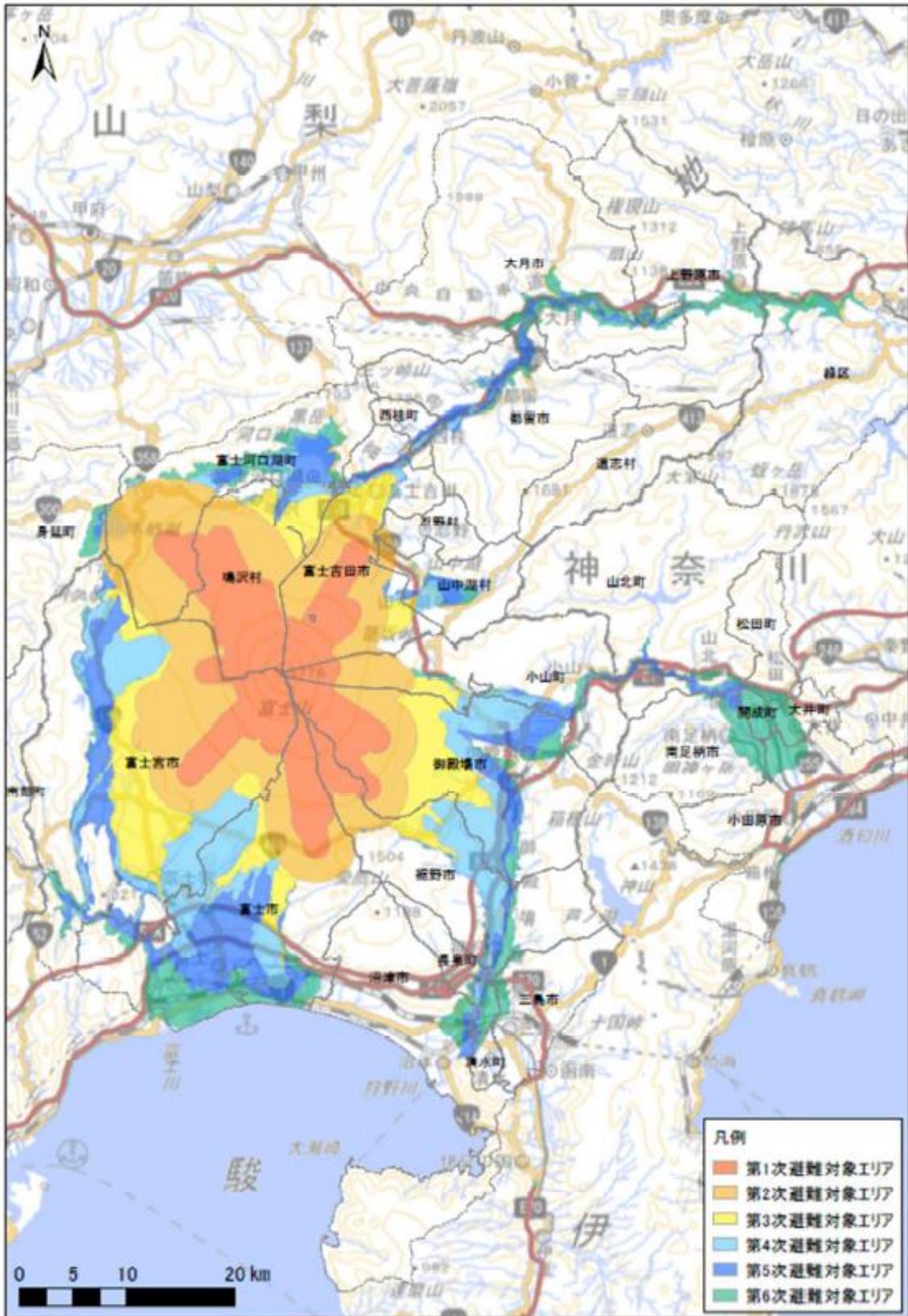
※当該レベルの対応は、それより低いレベルの対応を含む

##### ●噴火開始後

状況に応じて対象範囲を判断

出典：各火山のリーフレット「富士山の噴火警戒レベル」（気象庁）

【溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア】



出典：「富士山火山避難基本計画」（富士山火山防災対策協議会）

【富士山火山における避難の全体イメージ（噴火警戒レベル）】

富士山火山における避難の全体イメージ

※それぞれの地域特性を考慮し必要に応じて調整

噴火警戒レベル別の対応



避難対象エリア	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次避難対象エリア	第5次避難対象エリア	第6次避難対象エリア
対象とする範囲 噴火警戒レベル	想定火口範囲	火砕流・火砕サーージ、大きな噴石が到達する可能性がある範囲 積雪期・融雪型火山泥流の一部	溶岩流が3時間以内 <sup>※</sup> に到達する可能性がある範囲	溶岩流が24時間以内 <sup>※</sup> に到達する可能性がある範囲	溶岩流が7日以内 <sup>※</sup> に到達する可能性がある範囲	溶岩流が最終的に到達する可能性がある範囲
レベル1	平時(活火山であることに留意)					
解説情報【臨時】	住民	登山者は下山。第4次避難対象エリアまでに滞在する観光客等はレベル1～3のうち1に帰宅 影響範囲外への自主的な分散避難を希望する住民は、分散避難を実施。この場合、避難対象エリアに問わずレベル1～3のうち1は自家用車を利用可	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）
レベル3	避難行動要支援者、一般住民とも避難	第4次避難対象エリアより内側に滞在する観光客等はレベル1～3のうち1に帰宅 影響範囲外への自主的な分散避難を希望する住民は、分散避難を実施。この場合、避難対象エリアに問わずレベル1～3のうち1は自家用車を利用可	児童生徒の引き渡し等	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）	情報収集体制（行政機関から出される情報に注意）
レベル4	避難行動要支援者、一般住民とも避難	避難行動要支援者、一般住民とも避難 【積雪期】融雪型火山泥流の影響範囲のうち「融雪型火山泥流ハザードマップ(危険度区分)」において事前避難の必要な区域は、第2次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を開始	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難
レベル5	避難済み	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	一般住民は情報収集体制 避難行動要支援者は避難準備	避難行動要支援者は避難準備 避難行動要支援者は避難開始	避難行動要支援者は避難準備 避難行動要支援者は避難開始	避難行動要支援者は避難準備 避難行動要支援者は避難開始
噴火直後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難
噴火状況判明後	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難済み ※ 逃げ遅れが生じた場合、救出救助	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難	避難行動要支援者は避難 一般住民とも避難

※ 上記は、原則的な対応を示したものであり、各市町村が地域特性を考慮した上で、避難時期や移動手段を判断し、それぞれの計画とすることを想定している。

出典：「富士山火山避難基本計画」（富士山火山防災対策協議会）

## 2 基本となる対応

- 気象庁や自治体等が発表する情報を速やかに収集する。
- 噴火警戒レベル等を踏まえ、教育委員会等と協議・連携する。噴火警戒レベルがレベル3に引き上げられた場合、避難対象エリア内にある学校は原則、一旦休校（臨時休業）等の措置を行う。
- 地域や児童生徒・教職員の状況を把握し、児童生徒等の安全確保を第一に考えて判断し、対応する。

※噴火警戒レベルは、レベル1からレベル5まで順を追って引き上げられない場合もあることから、下位のレベルでの場合を含めて対応する。

### (1) 噴火警戒レベルが1の状況で、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合【登校前・在校時】

#### ①避難対象エリア内の学校

状況（噴火警戒レベル）	基本措置	職員体制	対応職員
・解説情報（臨時）発表	・通常授業	・注意体制	・管理職 ・情報連絡担当等

※職員体制の詳細については、24ページを参照

- ・教職員は注意体制をとり、管理職や情報連絡担当者が気象庁や自治体等の発表する情報を速やかに収集するとともに、教育委員会等の関係機関と情報を共有する。
- ・休校（臨時休業）の措置や児童生徒の保護者等への連絡及び引き渡し等、レベル3に引き上げられた場合に備え、準備・確認を行う。
- ・レベルが引き上げられた場合の対応について、保護者等に再度周知する。
- ・児童生徒を学校で保護する場合を想定して備蓄品等を再度確認する。
- ・第2次避難エリアに位置する学校については、交通規制による影響を考慮し、教育委員会等と対応を協議する。
- ・病院内に設置された学校（分校）については、病院の避難確保計画に基づき対応する。レベル3への引き上げに備え、受入先について病院に確認するとともに保護者等とも連絡を取り合う。

#### （主な確認事項）

- ・児童生徒の登校中に解説情報（臨時）が発表された場合については、そのまま登校させ、教職員の保護のもとで対応することを基本とし、事前に保護者等と確認しておく。

#### ②避難対象エリア外の学校

- ・気象庁や自治体等が発表する情報を収集し、必要に応じて、教育委員会等の関係機関と情報を共有し、対応する。

## (2) 噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合【登校前・下校後】

### ①避難対象エリア内の学校

状況（噴火警戒レベル）	基本措置	体制体制	対応職員
・レベル3以上に引き上げ ・噴火が発生	・一旦休校（臨時休業）	・警戒体制	・初動職員 ・全教職員

- ・教職員は警戒体制をとり、全教職員で対応する。まずは、初動職員が対応し、気象庁や自治体等が発表する情報を速やかに収集するとともに、教育委員会等の関係機関と情報を共有する。
- ・全教職員で対応するが、参集については安全に留意し、噴火警戒レベルを踏まえ、学校の立地する場所や教職員の居住地域等を考慮する。
- ・原則、休校（臨時休業）の措置をとり、速やかに児童生徒の保護者等に連絡する。学校のとった措置については、遅滞なく教育委員会に報告する。
- ・第5次、第6次避難対象エリア内に立地する学校であっても、原則として一旦、休校（臨時休業）等の措置をとる。避難所への指定状況や、噴火後は降灰による影響等を踏まえて、教育委員会や関係機関等と学校の再開について協議する。
- ・登校した児童生徒がいる場合や授業終了後に学校に残っている児童がいる場合は、在校時に噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合と同様に対応する。

#### （主な確認事項）

- ・休日や勤務時間外の場合に対応する初動職員を選抜しておく。
- ・児童生徒の登下校途中（時間帯）にレベルが引き上げられた場合の避難については、あらかじめ避難場所を選定しておき、避難方法とあわせ、保護者等と確認しておく。避難場所の選定にあたっては、強固な建物等があり安全性の高い場所であること、連絡のやりとりや情報収集のできる場所であること、避難の必要性を判断できる者が近くいること等の点を考慮する。（通っている学校も選択肢の1つである。）
- ・遠方から登校している児童生徒については、登下校途中に一時避難や一時保護の可能な場所を何箇所か見つけておく。一時避難場所等は、事前に保護者等と確認しておく。
- ・噴火警戒レベルが4以上に引き上げられた場合や噴火が発生した場合、教職員の参集が困難となることから、教職員間で情報を共有する方法（複数の方法）を確認しておく。

### ②避難対象エリア外の学校

- ・授業の実施にあたり、富士山の活動状況を確認し、活動状況に関する情報等を保護者等に発信する
- ・噴火後は降灰の影響等について確認し、児童生徒や教職員の安全面、健康面を考慮して授業の実施を判断する。
- ・避難対象エリアから通学している児童生徒に対しては、必要に応じて出席停止の措置をとるとともに、オンラインによる授業等について検討する。
- ・学校施設が火山災害を想定した避難所に指定されている場合は、教育委員会等と連絡を取り合い、対応を確認する。

### (3) 噴火警戒レベルが3・4に引き上げられた場合【在校時】

#### ①避難対象エリア内の学校

状況（噴火警戒レベル）	基本措置	職員体制	対応職員
・レベル3・4に引き上げ	・保護者等への引き渡し ・休校（臨時休業） ・集団避難（レベル4：一部の学校）	・警戒体制	・全教職員

- ・気象庁や自治体等が発表する情報を速やかに収集するとともに、教育委員会等の関係機関と情報を共有する。教職員は警戒体制をとり、学校災害対策組織に位置付けられた役割に着手する。（17ページ参照）
- ・保護者等への引き渡しを原則とし、あらかじめ学校ごとに定めた方法により速やかに対応する。
- ・引き渡しにあたっては、富士山の活動状況のほか、公共交通機関の運行状況、道路の混雑状況等に関する情報を収集し、安全かつ円滑な方法を工夫する。レベル3の段階において交通規制（通行止め）が実施される道路に留意して対応する。
- ・保護者等への引き渡しについては、必要に応じて個別に対応する。児童生徒が学校より山体に近い場所から通学している場合は、児童生徒のみでは帰宅させない。安全上の課題が想定される場合は、学校で児童生徒を保護する。
- ・高等学校等で生徒が遠方（山体から離れた場所）から公共交通機関を利用して通学している場合は、公共交通機関の運行状況を踏まえ、対応を判断する。
- ・第2次避難対象エリア内に立地している学校では、レベル4に引き上げられた場合に、集団避難を行う。積雪期、融雪型火山泥流からの事前避難を要する区域に立地する学校にあっては、第2次避難対象エリア内と同様の対応を行う。病院内に設置された学校（分校）にあっては、第3次避難対象エリア内の学校も、病院の避難確保計画に基づき準備された避難先へ集団避難を開始する。
- ・第5次、第6次避難対象エリア内に立地する学校であっても、保護者への引き渡しを原則とし、あらかじめ学校ごとに定めた方法により速やかに対応する。

#### （主な確認事項）

- ・子供の引き取りに向く教職員等もいることから、個々の教職員の状況等を踏まえ、引き渡しを行う際の教職員体制を整備しておく。
- ・引き渡しの状況については、教育委員会に定時報告、完了報告を行う。確実かつ迅速に報告ができるように、教育委員会と報告手段や報告すべき内容を確認しておく。

#### ②避難対象エリア外に立地する学校

- ・定期的に富士山の活動状況を確認し、児童生徒や教職員の安全面に十分、配慮しながら授業を実施する。
- ・避難対象エリアから通学している児童生徒が在籍している場合は、気象庁や自治体等が発表する情報を速やかに収集するとともに保護者と連絡を取り合い、引き渡し等の対応を行う。



出典：「富士山火山避難基本計画」（富士山火山防災対策協議会）

#### (4) 噴火が発生した（噴火警戒レベルが5に引き上げられた）場合【在校時】

##### ①避難対象エリア内の学校

状況（噴火警戒レベル）	基本措置	職員体制	対応職員
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 噴火が発生</li> <li>・ レベル5に引き上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難（緊急退避）</li> <li>→保護者等への引き渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全教職員</li> </ul>

- ・ 噴火後は、噴火の状況に応じて避難対象エリアが判断されることから、気象庁や自治体等が発表する情報を速やかに収集し、教育委員会等の関係機関とも情報を共有する。教職員は警戒体制をとり、学校災害対策組織に位置付けられた役割に着手する。（17ページ参照）
- ・ 自治体から出される情報に従い、想定される噴火現象を踏まえ、落ち着いて児童生徒を避難所あるいは各校の避難場所（安全が確保できる場所）へ避難させる。保護者等への引き渡しは、避難所あるいは各校の避難場所で行う。
- ・ 突発的に噴火した場合は、想定される噴火現象に応じて緊急退避を行う。
- ・ 大きな噴石が想定される場合は、屋外の児童生徒に対し校舎内への緊急待避を呼びかけ、その後、校舎内の安全な場所に誘導する。
- ・ 降灰が生じている場合は、屋内退避を原則とする。
- ・ 溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合は、近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難する。
- ・ 融雪型火山泥流の到達範囲となる可能性がある場合は、近隣の高台への避難や校舎内での垂直避難を行う。
- ・ 避難する際の移動手段は、徒歩を基本とし、自治体からの指示に従う。徒歩での移動が困難な児童生徒が在籍している場合は、その移動手段について、自治体に相談する。
- ・ 屋外に出る際には、ヘルメットやゴーグル、マスク等を着用させ、児童生徒の安全を確保する。特に呼吸性の疾患がある児童生徒に対しては、火山灰の影響に留意する。

- 避難後あるいは退避誘導後には、児童生徒の安否と合わせ、避難先（避難所・避難場所等）に関する情報を保護者等に発信する。
- 第5次、第6次避難対象エリア内に立地する学校であっても、保護者等への引き渡しを原則とする。降灰がある場合、自家用車の使用については自治体からの情報をもとに判断する。

#### （主な確認事項）

- 緊急時に自治体から出される情報の受け取り方や関係機関と情報を共有する方法等については、事前に確認しておく。
- 学校の避難状況や負傷者等について、迅速に教育委員会への報告ができるように、報告手段・報告すべき内容を共有・確認しておく。学校から離れた場所からでも報告できる手段を確保しておく。

### ②避難対象エリア外に立地する学校

- 随時、富士山の活動状況を確認し、降灰による影響等に留意する。児童生徒、教職員の安全面、健康面に配慮しながら授業を行い、降灰の影響が心配される場合は屋外での活動を中止する。また、下校時刻や下校方法についても、安全面、健康面に留意する。
- 学校施設が火山災害を想定した避難所に指定されている場合は、教育委員会等と連絡を取り合い、対応を確認する。

## (5) 引き渡しが困難な場合

### ①児童生徒の一時保護

- 引き渡しのできなかった児童生徒については、一時、学校で保護する（管理下におく）。児童生徒の安否と合わせ、学校や避難所等、避難先に関する情報を保護者等に発信する。
- 避難先での待機時間が長時間に及ぶ場合は、待機している児童生徒に関する状況を教育委員会に報告する。兄弟姉妹等がいる場合は、関係機関で情報を共有し合い、安全性の高い場所で一緒に待機させるようにする。
- 学校から離れて引き渡しを行うことが想定される場合は、自治体等と相談し、事前に候補地を選定しておく。また、候補地を保護者等や関係機関と共有しておく。

### ②教職員による保護・指導体制と備蓄品

- 児童生徒の保護が長時間に及ぶ場合を想定し、教職員による児童生徒の保護・指導体制を検討しておく。教職員の家庭状況にも配慮し、教職員体制を整えておく。
- 学校にある備蓄品等を適切に使用し、保護している児童生徒の健康管理に努める。備蓄品の不足が予測される場合は、自治体や教育委員会等と連携して対応する。

## 3 火山災害発生時の対応

### (1) 学校防災・災害対策組織

児童生徒を危険から守るためには、教職員一人一人が火山災害に関する基本的な事柄や災害を最小限に抑えるための役割等について理解し、組織的に対応していく必要がある。

## ①学校災害対策本部の役割

- 気象庁、自治体（災害対策本部）や教育委員会からの指示や情報の確認
- 関係機関等との情報共有と交通機関等の状況把握
- 全教職員の役割分担の確認
- 対応の決定と教職員への指示
- 避難所開設に向けた対応
- 必要に応じて警察署・消防署への報告や連絡

## ②学校災害対策組織の役割と分担

自然災害が発生した際に組織する「学校災害対策組織」（第1章-1、1(2)「学校での防災・災害対策組織の設置」を参照）を立ち上げ、係の仕事内容に、火山災害時に必要な事柄を加える。

以下に示した係は一例であるので、新たに設ける係やそれぞれの仕事内容については、訓練等を通して調整しておく。また、各学校の教職員数には違いがあり、教職員の少ない学校もあることから、各係が受け持つ仕事内容を時系列で整理したり、必要に応じて係を再編したりし、無理のない分担に留意する。

### (a)情報連絡係

- 火山活動情報の収集と校内への情報伝達及び通信手段の確保
- 被害情報の把握と被害状況一覧表の作成
- 建物の被害状況の簡易調査
- 自治体（災害対策本部）や教育委員会、関係機関への報告（連絡）
- 保護者等への連絡方法の確保及び学校での対応についての連絡
- 交通機関等の状況把握（随時）

### (b)避難誘導係

- 児童生徒の確認及び避難誘導
- 避難時装備品（ヘルメット、ゴーグル、マスク等）の確認、配付
- 保護者等への引き渡し

### (c)救護係

- 負傷した児童生徒の確認と救護
- 救急医療機関への連絡とその対応
- 児童生徒の心のケア

### (d)巡視救助係

- 校舎内の巡視と要救助者（児童生徒及び教職員）への対応
- 敷地内の危険箇所の調査、危険物の除去

### (e)防災係

- 避難場所（教室等）の安全性の確保

## (f) 搬出係

- ・「非常持出物品」の搬出準備と搬出（保管）
- ・災害対策用機器材の搬出

## (g) 生活係（物資係）

- ・児童生徒の一時保護
- ・備蓄品の搬出と配付

## (h) 避難所支援係

- ・避難所、備蓄倉庫等の鍵の受け渡し
- ・自治体担当者、地域自治会責任者等との連絡調整

## (2) 教職員の役割（対策と対応）

想定される噴火現象への対策については、次の例を参考にし、速やかに児童生徒に対応する。

### ① 想定される噴火現象に応じた対策

#### (a) 大きな噴石の落下が予想される場合

- ・大きな噴石の落下が予想される場合は、速やかに校舎等頑丈な建物へ避難する。この際、富士山とは反対側に位置する部屋等、校舎内のより安全な場所に児童生徒を誘導する。

#### (b) 溶岩流の流下範囲となる場合

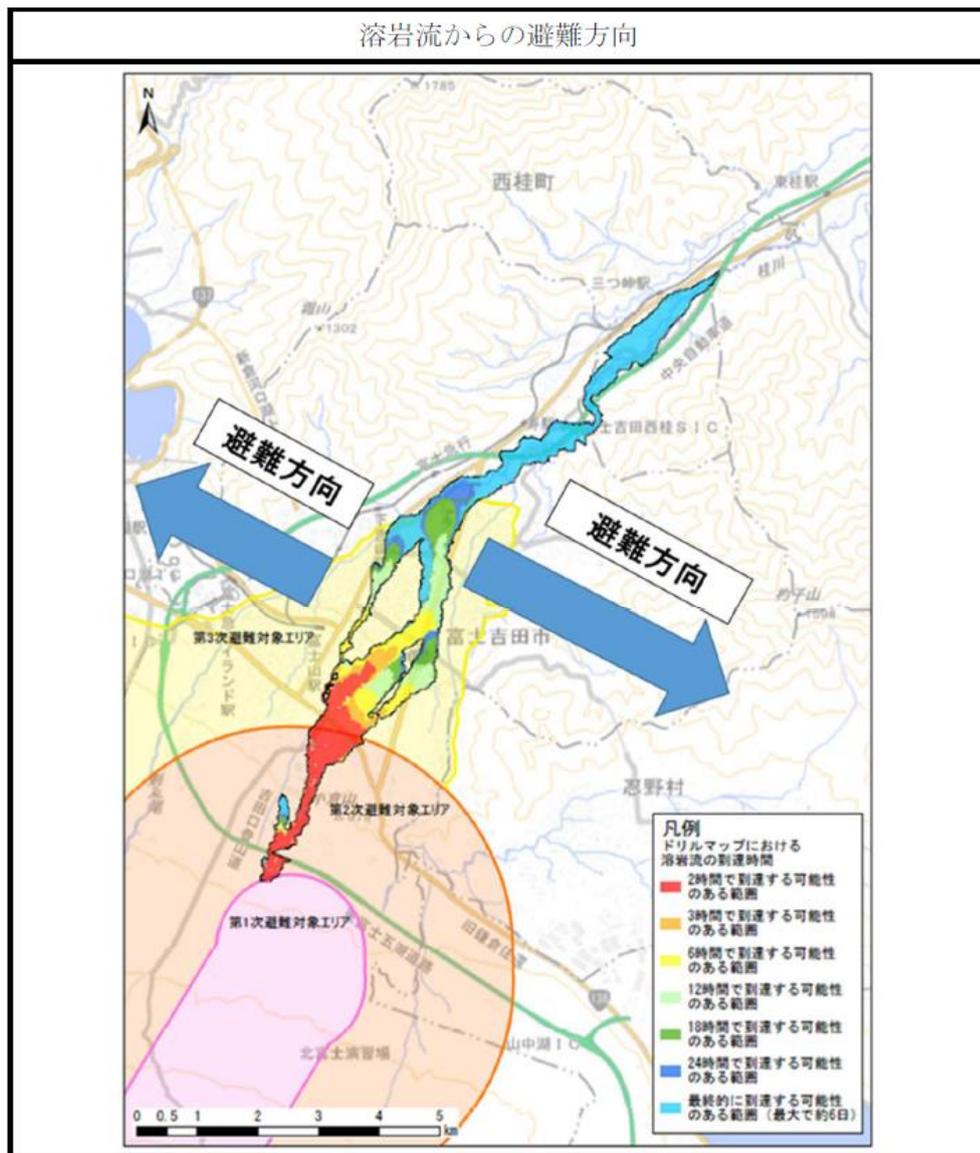
- ・噴火直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性のある範囲のうち、溶岩流が短時間で到達するまたは溶岩流の流下により孤立する可能性のある地域において、学校から立ち退き避難を行う。
- ・噴火開始直後に発表される噴火警報において、「警戒が必要な範囲」等を確認するとともに、自治体から出される避難指示を踏まえて避難を開始する。火口の詳細な位置を特定できない場合は、ひとまず、危険箇所から立ち退き避難を行い、安全が確認された後で対応を修正する。
- ・溶岩流の流下範囲となる可能性がある場合は、近隣の高台や流下方向に対して直交方向に避難する。
- ・屋外に出て溶岩流からの立ち退き避難を行う場合は、児童生徒にヘルメットやゴーグル、マスク等を着用させ、安全面、健康面に配慮する。
- ・避難場所を設定するにあたっては、ガソリンスタンド、プロパンガスや有害物質の貯蔵施設等を避けることに留意する。

#### (c) 融雪型火山泥流の到達範囲となる場合（到達範囲に隣接している場合）

- ・融雪型火山泥流は積雪がある時期（積雪期）に限り発生するため、積雪期に噴火した場合は、必要な範囲で避難を行う。夏季や積雪前の時期に融雪型火山泥流は発生しない。

- 融雪型火山泥流は到達までの時間的猶予がないため、短時間で避難する必要がある。融雪型火山泥流の到達範囲となる可能性のある場合は、融雪型火山泥流の避難対象エリア外にある近隣の高台や鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物内・校舎内で垂直避難を行う。
- 融雪型火山泥流の到達範囲は積雪量によって変化することから、例年より降雪量が多い場合は、到達範囲以外の地域にあっても配慮が必要である。

【溶岩流の流下方向に対して直角方向への避難イメージ】



出典：富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）

(d)降灰が生じている場合

- 降灰時は、避難を要する場合を除き、原則、校舎内の窓から離れた場所へ避難させ、屋外での活動を中止する。
- 屋内への出入口は限定し、靴や衣類に付着した火山灰を除去する。出入口付近の火山灰は、湿らせて巻き上がらないようにする、窓とカーテンを閉めるなど屋内へ火山灰を持ち込まない対策をする。呼吸系の疾患がある児童生徒は、火山灰の影響により症状が悪化することがあるため、十分に留意する。

- ・降灰が続いている場合、体育館は倒壊する可能性があるため、校舎内に避難場所を設置する。

## ②児童生徒への対応

- ・児童生徒の状況を把握する。児童生徒を落ち着かせ安心させて、パニックにならないように配慮する。
- ・児童生徒の安全面、健康面に留意し、あらかじめ準備しておいたヘルメット等の装備品を配付する。
- ・降灰がある中で、避難等のため屋外に出る際には、ヘルメット、マスク、ゴーグル、軍手、長靴、レインコート等を着用させる。
- ・教職員間の共通理解のもと、避難経路のうち、安全な経路を選択し、的確な指示を出す。
- ・あらかじめ定めた方法やルールに従い、円滑に児童生徒の引き渡しを行う。
- ・学校が避難所となっている場合には、無理に引き渡すことはせず、保護者の了解を得て、避難所となる学校で一時的に保護する。
- ・教室等を避難場所とする場合には、窓やカーテンを閉め、できる限り窓から離れた位置に移動させる。

## 4 休校（臨時休業）措置後の対応と教育活動の再開

避難対象エリア内の学校にあっては、噴火警戒レベルが3に上がった時点で、児童生徒の安全と教職員の安全な帰宅を確保するため、原則、一旦休校（臨時休業）等の措置をとる。

### (1) 休校（臨時休業）措置後の対応

#### ①当面の対応

噴火警戒レベルが上昇し避難を余儀なくされる場合や噴火が発生する場合等も想定されることから、学校と家庭との間で情報を共有できる手段（複数の手段）について、再度確認する。

また、気象庁や自治体からの情報、教育委員会からの指示・指導事項を踏まえ、関係機関と連携して当面の対応を決定し、家庭に周知する。

休校（臨時休業）の措置を継続する場合は、利用できる通信手段により児童生徒の心身の健康状態や家庭状況の把握に努め、必要な生活指導や心のケア対策に留意する。

児童生徒や教職員の安全が一旦確保された後、児童生徒の家庭学習への支援を開始する。

#### ②学校での教育活動の再開に向けた取組

学校は、学校機能の早期回復を図り、教育活動を再開するため、噴火の有無や噴火警戒レベル、避難対象エリア等の状況を踏まえ、教育委員会と協議、連携し、各学校の実態に即した応急教育計画（学校教育活動が正常に実施されるまでの間、校長が被害の状況を判断して応急的に実施する教育計画）を作成する。計画の作成にあたっては、次の(a)～(d)に留意する。

### (a) 児童生徒、教職員の被災状況の把握

- ・ 児童生徒、教職員の被災状況や居住地（避難先）の把握
- ・ 児童生徒、教職員の連絡先（連絡手段を含む）の確認

### (b) 施設・設備等の確保（被災状況の把握）

- ・ 安全点検による施設の状況の確認
- ・ 上下水道、電気、電話等のライフラインの復旧状況の把握
- ・ 安全な学習スペースとしての教室、及び校長室、職員室、事務室、保健室等の必要な部屋の確保  
※確保できない場合は、他校や代用施設の使用、仮設校舎の建設等について教育委員会等と検討する。
- ・ 児童生徒の安全な通学路の確保と通学方法の確認

### (c) 教育環境の整備

- ・ 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応  
※長期化が想定される場合は、避難所運営組織等と協議する。
- ・ 教科書や学用品等の滅失及び毀損状況の把握とその調達
- ・ 応急的なカリキュラムの編成

### (d) 給食提供の再開

- ・ 学校給食調理場の臨時検査の実施及び衛生管理状況の把握

## (2) 噴火警戒レベルを踏まえた対応

### ① 噴火しない状況（噴火警戒レベル3）が長期継続している場合

避難した児童生徒がいる場合は、新たな連絡先・連絡方法を確認する。

(1)②「学校での教育活動の再開に向けた取組」による応急教育計画を踏まえ、関係機関と調整し、必要な対策を講じる。地域社会の状況を踏まえつつ、レベル3が1箇月程度、継続している場合は、気象庁や自治体の発表する情報を踏まえ、教育活動の再開について教育委員会と協議する。

再開が決まった場合は、保護者や児童生徒に対し、教育活動（学校）の再開時期を連絡し、準備を促す。また、登下校中の安全対策等については、家庭や地域に協力を求める。

避難した児童生徒等を含め、通学が困難な児童生徒に対しては、オンライン等を活用した授業等を検討する。転校を希望する児童生徒に対しては、手続き等を速やかに行う。

### ② 噴火警戒レベルが上がった（噴火警戒レベル4以上）場合

噴火警戒レベル4では、第2次避難対象エリアに避難指示が発表され、住民の避難が始まる。第3次避難対象エリアから第6次避難エリアにおいても交通面や通信面での混乱が予想される。

児童生徒の安全を確保するため、避難対象エリア内に位置する学校においては、基本的にレベル3に下がるまで、学校での教育活動を再開しない。第5次・第6次避難対象エリア内に位置する学校であっても、学校を含む地域社会の状況を見極め、安全対策が完了するまでは、学校での教育活動を見合わせる。

### ③噴火したが、学校施設や地域への影響がなかった場合

避難が解除された地域や避難の必要性がなかった地域においては、(1)②「学校での教育活動の再開に向けた取組」で示した(a)～(d)の事項に留意して教育委員会と協議し、必要な対策を講じた後、教育活動を再開する。

再開後も、通学路の安全点検（公共交通機関の状況を含む）については継続的に行う。再開後に通学路やライフライン等に不具合が生じた場合は、速やかに対応する。

授業の実施にあたっては、降灰等の噴火現象の影響を確認し、児童生徒の安全面、健康面に配慮する。また、児童生徒や教職員の状況を把握し、必要に応じてオンライン等を活用した授業の実施について検討する。

## (3) 学校施設の安全確保と教育活動の再開

### ①噴火により学校施設に被害が出た場合（学校施設の修繕等が可能）

噴火によって、学校施設に被害が出た場合は、その状況を把握し、児童生徒や教職員の状況と併せて、教育委員会に報告する。

学校施設の修繕や安全を担保する措置等が可能な場合は、噴火警戒レベルや避難対象エリアを踏まえ、自校での教育活動の再開について教育委員会と協議する。

### ②噴火により学校施設に重大な被害が出た場合（学校施設が使用不可）

施設の修繕等に長い期間を要する場合は、他校や代用施設等、新たな施設での教育活動の再開に向け、教育委員会と協議する。学習環境が整うまでの間、学校と家庭とで連携を図りながら(1)①「当面の対応」で示した対応を継続する。

## (4) 教育委員会の役割

### ①県教育委員会の役割

- ・ 気象庁からの発表や防災局からの情報を踏まえ、学校が行う措置や対応について指導・助言を行う。
- ・ 県立学校及び市町村（組合）教育委員会、教育事務所等からの報告を受け、県立学校及び公立小中学校における児童生徒等や教職員の人的被害と学校の施設被害の状況を把握するとともに、被災状況を文部科学省や県災害対策本部に報告する。
- ・ 教育活動の再開について所管する学校と協議する際は、(1)②「学校での教育活動の再開に向けた取組」で示した内容について確認し、再開にあたって必要な措置や再開する時期について指導・助言を行う。
- ・ 施設・設備に安全上の問題がある場合は、学校と連絡を取り合い、できる限り速やかに修繕等を行う。学校施設の復旧に長い期間を要する場合は、県の所有施設を含め代替施設について検討する。代替施設がない場合は、仮設校舎等の建設について検討する。
- ・ 災害によって教職員に不足が生じている場合は、学校と連絡を取りながら所管する学校間（高校学校間及び特別支援学校間）での応援態勢を整える。また、市町村（組合）教育委員会からの要請を受け、教員等の派遣を検討する。学校の再開に向け、教員等の人的支援が必要な場合は、国に支援を要請する。
- ・ 甚大な被害を受けた場合や児童生徒が衝撃的な場面に出会った場合は、学校及び市町村（組合）教育委員会からの要請を受け、スクールカウンセラーを派遣する。

## ②市町村（組合）教育委員会の役割

- 気象庁からの発表を踏まえ、所管する学校に防災担当部局からの情報を確実に伝える。また、学校の対応について指導・助言を行うとともに避難等について指示する。
- 所管する学校について、児童生徒と教職員の人的被害と学校の施設被害の状況を確認する。また、県教育委員会担当課（第1章-1、3(3)③「教育委員会の情報の伝達フロー」を参照）に被害状況を報告する。報告は、**発生報告**（把握できる範囲で直ちに）、**中間報告**（状況の変化に応じてその都度直ちに）、**確定報告**（被害状況が確定、応急措置の完了後に）を行う。
- 教育活動の再開について所管する学校と協議する際は、(1)②「学校での教育活動の再開に向けた取組」で示した内容について確認し、再開にあたって必要な措置や再開する時期について指導・助言を行う。
- 施設・設備に安全上の問題がある場合は、所管する学校と連絡を取り合い、できる限り速やかに修繕等を行う。学校施設の復旧に長い期間を要する場合は、代替施設について検討する。代替施設がない場合は、県教育委員会と仮設校舎等の建設について検討する。
- 学校が避難所となっている場合は、避難所運営組織や防災担当部局と協議し、教育活動が再開できるよう調整する。
- 教科書の滅失及び毀損については、学校と連携して速やかに再給与の手続きを進める。学用品等についても、学校と連携し、できる限り学習に支障がでないように対応する。
- 災害によって教職員に不足が生じている場合は、学校と連絡を取りながら所管する学校間での応援態勢を整える。所管する学校間での調整が困難な場合は、県教育委員会に教員の派遣を依頼する。
- 甚大な被害を受けた場合や児童生徒が衝撃的な場面に出会った場合等は、県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請する。

## 5 事前対策（日頃から火山災害に備える）

- 「第1章-1 大規模地震編 自然災害に対する事前対策」を準用し、火山災害への対策を補足する。

### (1) 平常時の対応

#### ①「学校防災対策委員会」の活用

富士山ハザードマップによって、〔例1〕で示すとおり学校の立地する場所、児童生徒の居住地域や通学路等について、それぞれの避難対象エリアや影響を受ける噴火現象等を確認する。また、〔例2〕のとおり、噴火警戒レベルや季節等の状況に応じ、学校がとるべき対応について、自治体の防災担当者等と協議し、整理する。

〔例1〕〔例2〕に示された内容を踏まえ、校長は、自らを委員長とする「学校防災対策委員会」（第1章-1、1(2)「学校での防災・災害対策組織の設置と役割」3～4ページ参照）を実施し、火山災害に対する防災計画を作成する。

〔例1〕

項目	学校	居住地域・通学路
避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第3次・第4次避難対象エリア
影響のある噴火現象	溶岩流 降灰	溶岩流 降灰、融雪型火山泥流

〔例2〕

噴火警戒レベル	対応	職員体制
解説情報（臨時）発表	通常授業	注意体制
レベル3	一旦休校（臨時休業） 保護者等への引き渡し	警戒体制
レベル4	休校（臨時休業） 保護者等への引き渡し （冬季）集団避難	警戒体制
レベル5・噴火	休校（臨時休業） 避難（緊急退避）、避難後に引き渡し	警戒体制

## ②噴火警戒レベルと職員体制

噴火警戒レベルにあわせて職員体制を整備しておく。避難や引き渡しの備え、管理職や情報連絡担当等、一部の教職員による体制を「注意体制」とし、基本的にすべての教職員による体制を「警戒体制」とする。

避難対象エリアに立地する学校にあっては、解説情報（臨時）が発表された場合に注意体制をとる。管理職や情報連絡担当等が、気象庁や自治体等から発表される情報を収集するとともに教育委員会等の関係機関と連絡を取り合い、児童生徒の安全を確保するための取組を開始する。噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合は、警戒体制をとり、速やかに全教職員で情報を共有し、避難や児童生徒の引き渡しを開始して、休校（臨時休業）の措置をとる。（第2次避難対象エリアに立地する学校については12ページ参照）

勤務時間外や休日中の参集体制や役割分担は、教職員の安全面に配慮し、学校の立地する場所や教職員の居住地域を考慮して検討する。基本的には、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合は学校に参集し、対応について教職員で共有するとともに、速やかに保護者等へ連絡する。一気にレベルがあがった場合は噴火への警戒を高める必要があり、参集せずに対応する。（参集せずに職員間で情報を共有し、対応する方法を確立しておく。）

避難対象エリア外に立地する学校にあっては、噴火警戒レベルが3以上の引き上げられた場合は、管理職が中心となり、気象庁等からの情報や学校に影響のある噴火現象を踏まえ、教育委員会や関係機関と連携しながら対応を確認する。学校全体で安全対策がとれるように計画しておく。

## ③保護者等への対応

日頃から、保護者等に対し富士山（火山）に関する基礎知識の普及を図っておくとともに、学校からの連絡方法や学校で行う避難・保護の措置について周知しておく。

保護者等への緊急連絡については、メールや電話のほか、学校のホームページ、民間事業者が運営するメール一斉配信サービス等、複数の連絡方法を確保しておく。

引き渡しの方法については、引き渡し時に混乱等が生じないように文書や訓練等によって確認しておく。また、自家用車利用の可否は、自治体や教育委員会等と確認し、保護者等に連絡する。

#### ④児童生徒への対応

児童生徒に対しては、日常的に教科等横断的な学習を通じて、主体的に身を守る火山防災教育を実施する。また、避難訓練や引き渡し訓練を通して、災害時における実践的な態度を育成しておく。

#### ⑤備蓄品

備蓄品については、「災害用品点検表」（第1章-1、5(2)「災害用品点検」参照）で示した非常用備品を参考に、各学校の実態に合わせ一時的な避難に必要な食料、飲料水、燃料、生活必需品等の備蓄や、発電機、非常用照明機器等の機器の確保について検討する。自治体と協議しながら、児童生徒の分に教職員の分を含め、想定される必要数を備えておく。

### (2) 避難確保計画と避難訓練

#### ①避難確保計画の作成

活動火山対策特別措置法により、火山災害警戒地域内に立地し、市町村の地域防災計画にその名称及び所在地を定められた学校は、避難促進施設となる。（富士山の場合、第1次～第4次避難対象エリア内に立地している学校が、避難促進施設の対象となっている。）避難促進施設に位置付けられた学校には、児童生徒の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成が義務付けられている。

富士山ハザードマップ等により学校の立地する場所や影響を受ける噴火現象を確認するとともに季節などを考慮しながら災害への備えを検討し、噴火警戒レベルに応じた避難確保計画を作成する。積雪期に融雪型火山泥流の影響を受ける区域にあっては、その対応（第2次避難対象エリア内と同様の対応）に留意する必要がある。

作成にあたっては、「いつ」（避難開始時期）、「どこへ」（避難先）、「どのように」（避難経路・手段）避難するかを具体的に定める。また、教職員の役割分担を明確にし、避難訓練の計画等とあわせ、学校防災計画に位置付ける。

避難確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、これを公表する。

「避難確保計画」のひな型（学校・児童関連施設）

山梨県ホームページ 避難促進施設（掲載サイト 31ページ参照）

#### ②避難訓練の実施

避難促進施設に位置付けられた学校には、児童生徒等の安全を確保するため、避難先や避難経路等を確認し、避難確保計画の定めるところにより、避難訓練を実施することが義務付けられている。

避難訓練については、各校の年間計画に位置付けて、組織的・計画的に行い、その結果を市町村長に報告する。訓練時には、避難の状況や避難に要した時間等を把握することが

大事であり、避難訓練を通して課題やその解決策について検討し、随時、見直しを図る。また、自然災害は学校だけではなく地域に発生することから、地域や中学校区、市町村等と連携して訓練を実施することにより、避難確保計画の形骸化を防ぎ、その実効性を高めていく。

### (3) 避難計画と避難訓練

#### ① 避難計画の作成

避難促進施設に位置付けられていない場合も、学校が避難対象エリアやその近隣に立地している場合、噴火活動の影響を受ける可能性がある場合は、噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合の対応を、避難計画として定めておく。

作成にあたっては、避難確保計画と同様、「いつ」（避難開始時期）、「どこへ」（避難先）、「どのように」（避難経路・手段）避難するかを具体的に定める。また、教職員の役割分担を明確にし、避難訓練の計画等とあわせ学校防災計画へ位置付ける。

学校が避難所の指定を受けている場合は、避難所の開設・運営について、自治体や教育委員会等と連携する。避難所になった場合を想定し、対応を確認しておく。

#### ② 避難訓練の実施

各校の年間計画に位置付け、組織的・計画的に避難訓練を行う。避難確保計画と同様、より実効性のある計画となるよう、避難訓練等を通じて検証し、随時、見直しを図る。

## 6 気象庁からの防災情報（火山）

気象庁からは、「噴火速報・警報・予報」、「降灰予報」、「火山ガス予報」の3項目について、各情報が発表されている。いざという場合に備えて、各情報に関する知識を身に付けておき、児童生徒や保護者等に対し、迅速かつ正確に必要な情報が発信できるようにしておくことが大事である。

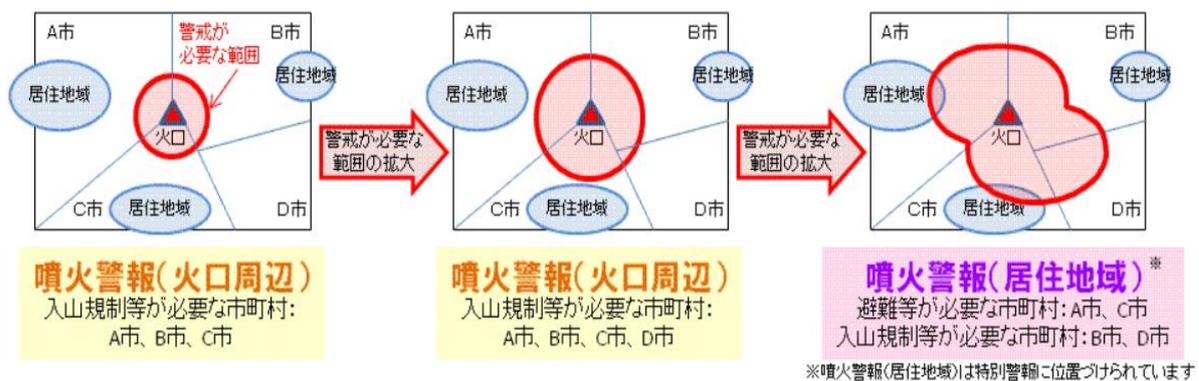
### (1) 噴火速報・警報・予報

火山災害を軽減するため、観測・監視・評価の結果に基づき発表される。

#### ① 噴火警報

- 噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合や危険の及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）が明示され、発表される。また、噴火警戒レベルを運用している火山は、噴火警戒レベルを付して発表される。
- 「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」または「火口周辺警報」、居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」または噴火警報として発表され、「噴火警報（居住地域）」は特別警報に位置付けられている。平常時のうちに地元の火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、噴火警戒レベルを付して発表され、市町村等の防災機関は、入山規制や避難指示等の防災対応を実施する。

## 【噴火警報と「警戒が必要な範囲」】



出典：噴火警報・予報の説明 噴火警報における「警戒が必要な範囲」（気象庁 HP）より

### ②噴火予報

- 火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表される。また、噴火警報を解除する場合等に発表される。

### ③噴火速報

- 登山者や周囲の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報で、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表される。火山名と噴火した時間のみの情報である。
- 噴火警報が発表されていない火山において噴火が発生した場合、または噴火警報が発表されている火山において警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合に発表される。このほか、社会的影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断された場合、噴火の規模が確認できない場合は発表される。
- 天候不良により監視カメラで火山の状況を監視できない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表される。

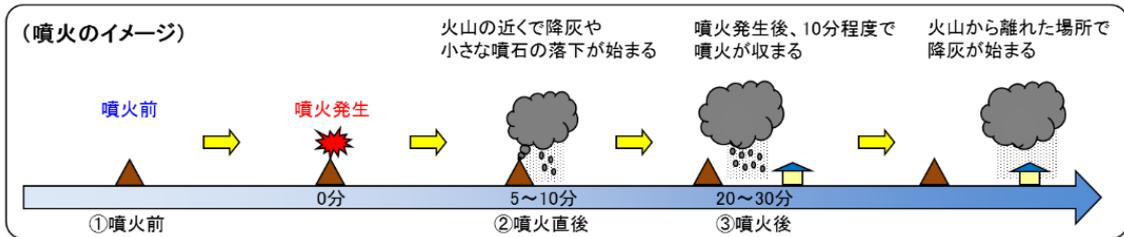
### ④火山の状況に関する解説情報

- 火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報である。噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表される。
- 噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表される。
- 噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」が発表される。

## (2) 降灰予報

降灰の範囲と3階級に区分した降灰量、小さな噴石の落下範囲等を予想した情報である。活動の高まった火山を対象に降灰予報（定時）が、噴火した場合には降灰予報（速報）と降灰予報（詳細）が発表される。

## 【情報発表の流れ】



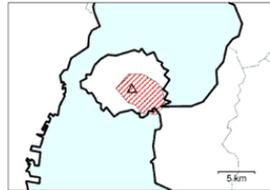
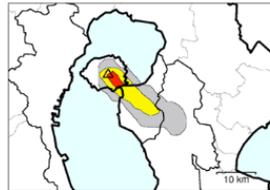
### ①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



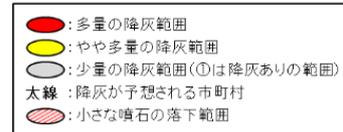
### ②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5～10分程度で速やかに発表します



### ③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20～30分程度で発表します



※上空の風が弱い場合、あるいは高度によって風向きが大きく変化している場合、降灰予報と実際の降灰範囲及び降灰量が異なることがあります。

出典：降灰予報の説明「情報発表の流れ」（気象庁HP）より

## ①降灰予報(定時) … 「噴火を仮定した降灰範囲等の予報」

- 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表される。  
（発表時刻：2時、5時、8時、11時、14時、17時、21時、23時）
- 18時間先（3時間区切り）までの間で噴火が発生した場合、予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲が提供される。

## ②降灰予報(速報) … 「即時性を重視した小さな噴石等の予報」

- 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表される。
- 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」であっても必要に応じて発表される。
- 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度）発表される。
- 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲が提供される。

## ③降灰予報(詳細) … 「精度の高い降灰量の予想」

- 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算が行われ発表される。

- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表される。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表される。
- ・降灰予報（速報）が発表された場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表される。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表される。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻が提供される。

#### ④降灰量階級表

- ・降灰量の情報を、わかりやすく、防災対応がとりやすいように伝えるため、降灰量は階級で表現されている。降灰量は、降灰の厚さによって、「多量」「やや多量」「少量」の3階級に区分されている。降灰量階級表では、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び「とるべき対応行動」が示されている。

降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ <sup>※1</sup>		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 [外出を控える]	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm [注意]	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり <sup>※2</sup> 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うすうす積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 <sup>※2</sup>

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による  
 ※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

出典：降灰予報の説明 「降灰量階級表」（気象庁HP）より

### (3) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域が知らされる。

## 7 参考となるホームページ・資料

### 1 ホームページ

#### (1) 気象庁「防災情報」

<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>



#### ○噴火速報・警報・予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contents=volcano>



#### ○降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/37.996/135/&contents=ashfall>



#### ○火山ガス予報

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/kouhai/jishin/volgasf.html>



### 2 資料・パンフレット

#### (1) 富士山火山防災対策協議会「富士山火山避難基本計画（令和5年3月）」

<https://www.pref.yamanashi.jp/kazan/hinankeikaku1.html>



#### (2) 山梨県「富士山ハザードマップ（令和3年3月改訂）」

<https://www.pref.yamanashi.jp/kazan/hazardmap.html>



(3)山梨県「避難促進施設による避難確保計画の作成」

<https://www.pref.yamanashi.jp/kazan/hinansokushinshisetsu.html>



(4)気象庁「噴火警報と噴火警戒レベル」リーフレット

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level\\_3\\_14.pdf](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_3_14.pdf)



(5)気象庁「降灰予報」リーフレット

<https://www.jma.go.jp/jma//kishou/books/kouhai/kouhai2016.pdf>



(6)やまなし防災ガイドブック

[https://www.pref.yamanashi.jp/bousai/bosai\\_guidebook.html](https://www.pref.yamanashi.jp/bousai/bosai_guidebook.html)



(7)富士山科学研究所 防災教育支援サイト

<https://www.mfri.pref.yamanashi.jp/kouryu/bosai/index.html>



**支援サイト** 「ユーザー名」と「パスワード」の入力が必要（別途、通知）

〔注〕 30～31ページに掲載されている情報は、令和7年3月末現在のものです。